



2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ベルテクスコーポレーション
代 表 者 代表取締役社長 土屋 明秀
(コード番号 5290 東証第2部)
問 合 せ 先 経理担当部長 小向 久夫
(TEL 03-3556-2801)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2019年6月27日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションの導入の目的

経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行う中で、当社の取締役（社外取締役を除きます。）が、中長期的な視点で株価変動によるメリットおよびリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上へのインセンティブを一層高めるために、株式報酬型ストック・オプションを導入することといたしました。

2. 株式報酬型ストック・オプションの具体的な内容

当社の取締役の報酬等の額につきましては、当社の定款附則第2条第1号にて年額400百万円と定めておりますが、これは当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間にかかるものであるため、当社は2019年6月27日開催予定の第1回定時株主総会に、当社の取締役の報酬等の額の議案を改めて付議することを予定しております。

株式報酬型ストック・オプションの導入に当たっては、現行の枠内で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を、年額150百万円以内の範囲で割り当てることとし、当該株主総会に諮ります。なお、当該株主総会に諮る取締役の金銭報酬の額にかかる議案につきましては、詳細を決定次第速やかに開示いたします。

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様といたします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は300,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルの公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

以上